

「令和5年度子育て世帯学校給食費等 臨時支援給付金（市独自）」のご案内



食料品等の物価高騰等に直面し、影響を大きく受けている義務教育課程及び未就学の児童のいる子育て世帯に対し、市独自に学校給食費相当分の臨時的な給付金を支給します。

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回の給付金は、原則として市が保有する情報をもとに申請不要で支給を行いますので、このチラシが届いた方は、申請不要です。

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次のいずれかに該当する中学生以下に相当する年齢の児童が対象です。

- ①令和6年1月1日時点で会津若松市に住民登録がある、平成20年4月2日から令和6年1月1日までに生まれた児童
- ②令和6年1月2日から令和6年3月31日までに会津若松市に住民登録した、平成20年4月2日から令和6年3月31日までに生まれた児童
- ③令和6年4月1日に生まれ、出生による住民登録を会津若松市に行った児童

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記の児童を養育する人に支給されます。保護者の所得制限はありません。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万3千円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

申請不要の方は、令和6年2月16日（金）以降、支給を開始します。

Q. 給付金を「辞退」する場合は？

給付金をご意志により辞退される場合は、手続きをご案内しますので、令和6年1月31日（水）までに市こども家庭課へお電話ください。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

対象児童を養育している人のうち、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を市から受給している人、令和4年度子育て世帯物価高騰緊急支援給付金、令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金等を会津若松市から受給したことがある人は、登録いただいている口座に振り込みます。

※ 口座解約・変更等により、上記の指定口座への振り込みができない場合は、令和6年1月31日（水）までに必ずご連絡ください。

